漁業用燃油価格安定対策事業 事業参加契約団体 御中

平成30年度第3四半期(平成30年10~12月)の補塡判定結果について 【 漁業用燃油 】

時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、平成30年度第3四半期(平成30年10~12月)の平均原油価格につきましては、47,876.6円/klで価格差補塡の基準価格(7中5平均原油価格×100%=48,505.5円/kl)に達しませんでしたが、急騰対策補塡の発動要件①(平均原油価格×85%=41,229.6円/kl)及び③(2年前同期の平均原油価格×140%=46,596.6円)を超過したため、急騰対策の補塡金単価:4,290円/klと漁業者負担による任意取崩単価:1,430円/klで補塡発動となりましたことをご連絡いたします。

なお、購入実績数量の報告につきましては、1次支払の団体は2月中旬までにお願いします。 2次払の団体は2月末までにご報告ください。詳しくはスケジュールをご覧ください。 (購入実績数量の報告シートにつきましては、後日送信いたします)

平成30年度第3四半期(平成30年10~12月)の平均原油価格					
10月	11月	12月	合計	四半期平均	
56,330.0	46,740.0	40,560.0	143,630.0	47,876.67 円/kl	

_	価格差補塡			
	価格差補塡の基準価格 (7中5平均原油価格)	48,505.5 円/kl		

0	急騰対策補塡				
1	0	7中5平均原油価格(48,505.5 円/kl)×85%	41,229.6 円/kl		
② ^{※1}	-	直前四半期の平均原油価格(52,076.6 円/kl)×120%	62,492.0 円/kl		
	-	前年同期の平均原油価格(42,150.0 円/kl)×120%	50,580.0 円/kl		
3**2	0	2年前同期の平均原油価格(33,283.3 円/kl)×140%	46,596.6 円/kl		
		急騰対策基準価格(前年同期の原油価格)	42,150.0 円/kl		

^{※1}②について両条件を満たす場合においては、条件を満たす直近の価格を優先して採用します。 補塡単価の算出には平均価格の100%を用いて算出します。

※2②の条件をいずれも満たさないとき、③の条件を満たしていれば前年同期の平均原油価格を採用します。

平成	30年度第3四半期(平成30年10~12月)の補塡単価 (10円未満切り捨て)[急騰対策採用]	補塡金単価:4,290 円/kl	
補塡単価	(第3四半期の平均原油価格−前年同期の平均原油価格)×3/4 (10円未満切り捨て)	 (任意取崩し希望者は)	
算出式	(47,876.6円/kl-42,150.0円/kl)×3/4 任意取崩し希望者は+1,430円/kl	合算単価∶5,720 円/kl	

補塡単価の負担割合							
加特加別	急騰対策 補塡金単価		急騰対策 任意取崩単価		特別対策(117%ライン)		
党別	4,290		1,430			-	
者策	国(1)	漁業者(1)	国(0)	漁業者(1)	国(3)	漁業者(1)	
來	2,145	2,145	0	1,430	-	-	
未特	急騰対策 補塡金単価		急騰対策 任意取崩単価		特別対策(117%ライン)		
加別	4,290		1,430				
入対 者策	国(1)	漁業者(1)	国(0)	漁業者(1)	国(3)	漁業者(1)	
19 來	2,145	2,145	0	1,430			